

## 商いコーディネーター登録（課題解決型） 公募要領

### ○目的

生駒市内で事業を営む中小規模の事業者（小売・卸売業、飲食・宿泊業、サービス業）の持続的な発展のため、事業者の抱える具体的または明確な課題に対して短期間のスポット的支援を行う。

### ○業務内容

#### (1) 支援先事業者のスポット支援

生駒商工会議所が選定した事業所に訪問または個別相談を実施し、課題解決に向けた課題解決策の提案、課題解決策の実行支援を行う。

#### (2) 支援結果の報告

支援実施後、所定の支援結果報告書に支援結果を記入し、生駒商工会議所に報告を行う。

### ○業務条件

報酬	33,000 円／回 ※上記報酬に交通費等含む
業務場所	支援先事業所または生駒商工会議所 会議室 ※なお、業務場所への移動は生駒商工会議所の社用車で行うほか、相談者の希望に合わせてオンライン上で実施する。
業務時間	1 時間～3 時間以内／回（原則、平日 9 時～17 時の間で実施）

### ○応募資格

生駒市内の中小企業の支援が可能であり、以下に当てはまること。

- (1) 公序良俗に反する活動を行っておらず、反社会的勢力とのつながりがないこと
- (2) 具体的な支援領域を有しており、中小企業・小規模事業者に対する経営支援の十分な実績または課題解決のための十分な業務実績を有していること

### ○期間

登録受付期間	公募開始日から令和 6 年 12 月 27 日(金)まで
支援期間	公募開始日から令和 7 年 2 月 28 日(金)まで

### ○応募にあたっての注意事項

- ・本事業は、登録されたコーディネーターすべてに支援業務が発生するものではありません。支援領域と合致した支援依頼がない場合は業務が発生しないこともあります。
- ・コーディネーターとして登録した情報は、外部に公開されることがあります。
- ・登録情報は、本事業以外に事業者支援のためのリスト作成に活用されることがあります。

- ・本事業による支援によって得られた成果は、原則として支援を受けた中小企業・小規模事業者に帰属します。
- ・コーディネーターは、本事業により知り得た中小企業・小規模事業者等の秘密を厳守するとともに、知り得た情報をもって自己の利益につながる行為を強要しないこと。
- ・上に反する行為を確認した場合、該当行為を公表した上でコーディネーターの登録を取り消します。